

平成 26 年 (2014 年) 2 月 14 日

財団「友の会」会員 各位

一般財団法人宇部市文化創造財団

一般財団法人宇部市文化創造財団「友の会」更新のご案内

春寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当財団をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご入会頂いております、一般財団法人宇部市文化創造財団「友の会」会員の有効期限が平成 26 年 3 月 31 日までとなっており、継続のためには、毎年更新の手続きが必要となります。

会員の更新には、年会費（裏面参照）のお振込み等が必要となります。更新手続きをされない場合は、自動的に資格が失効となりますので、更新手続きをお忘れになりませんようご注意ください。

なお、大変恐れ入りますが、平成 26 年 3 月 24 日（月）までに更新手続きをして頂きますようお願い申し上げます。

【留意事項】

4 月以降でも、登録手続きは可能です。

ただし、有効期限は入会日より平成 27 年 3 月 31 日までとなります。

あらかじめご了承ください。

以上

【お問い合わせ】

一般財団法人宇部市文化創造財団 金増(かねます)

〒755-0045 宇部市中央町三丁目 12 番 13 号 カーサ合歓

TEL 39-5300 FAX 39-5755

E-mail : info@ube-bunzai.jp

URL : <http://ube-bunzai.jp>

(裏面につづく)

一般財団法人宇部市文化創造財団「友の会」年度更新のご案内

年会費について

有効期限：平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

①個人会員	2,000円	
②グループ会員	18,000円*	*10人を超えると1人につき1,800円加算
③法人会員	一口 10,000円	

※一旦、納入された会費は、返還いたしかねますので、ご了承ください。

※①②の会員については、10月1日以降ご入会される場合は、会費が半額になります。

◆更新を希望される方

お振込み又は直接財団事務所までご持参くださるよう、お願いいたします。

(1) 財団事務所へ直接申し込み

財団事務所で手続き（更新・変更手続き／年会費のお支払い）をしていただけます。
なお、会員証（平成 26 年度）の発行については、3月下旬に郵送予定です。

(2) 口座振り込み

下記の指定銀行口座へお振込みをお願いいたします。

ご入金を確認でき次第、会員証（平成 26 年度）を3月下旬よりお送りいたします。

銀行名	山口銀行 宇部支店
口座名義	一般財団法人宇部市文化創造財団 理事長 久保田后子
口座番号	普通 5052072

※振込手数料はお客様負担となります。

また、手違い等を避けるために、お振込み名義は会員申込者と同じ名義でお願いいたします。

(3) その他

平成 25 年度「友の会」入会申込書にご記入いただいております住所、氏名、その他の事項に変更があったときには、同封の申込書を併せてご郵送及びご持参ください。

変更がない場合は、申込書の提出は必要ございません。

◆更新を希望されない方

特にお手続きはございません。平成 26 年 3 月 31 日をもって会員登録抹消となります。

なお、再度会員登録を希望される場合には、新規登録となり、再度入会申込書の提出が必要となりますので、ご了承ください。入会登録は随時承ります。